

第5章・推進体制



I 計画の推進

県は、観光づくり政策の企画・立案を行うとともに、市町村や民間事業者等が行う取組への協力・支援を行います。

具体的には、市町村や観光関係団体と定期的に会議を開催するとともに、情報の共有化など緊密な連携を図ります。

また、市町村の観光資源をつなぐ周遊ルートを造成するなど市町村域を超えた広域連携のコーディネートを行います。

事業実施に当たっては、行政、観光事業者及び観光関係団体の代表者等を構成員とする実行委員会方式での実施なども検討します。

これまで鉄道会社と連携した観光客の誘致など民間企業との連携による成果を上げてきましたが、今後も様々な民間企業との連携を模索します。

さらに、本県は首都圏に位置し、近隣都県から多くの観光客を呼び込むことができる可能性があります。そのため、近隣都県の行政や民間団体等との連携をさらに強化します。

II 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、各施策に基づく取組の進捗状況等を把握し、適切に管理を行います。

そのため、庁内関係部局による推進体制を確立し、本計画に基づく事業の進行管理を行います。

また、条例に基づき、本計画に定められた観光づくりに関する施策については、毎年、その実施状況を議会に報告するとともに、県議会や県民から寄せられた意見等をもとに、施策の改善等を行っていきます。